

2 報酬算定上の留意事項

請求する上で欠かせないこと

根拠となる記録を残すこと！！

サービス提供の具体的な内容等について、どのような書類に、どのように記録するのか、再確認してください。

特に、加算については、人員の配置や届出をするだけでなく、個別支援計画への位置付け、個別の計画の作成、利用者への同意が必要なもの、具体的な支援内容の記録が必要なもの等があります。

基本報酬、各種加算ともに、算定要件を満たしているか確実に確認してください。

算定の根拠となる報酬告示、留意事項通知及び指定基準等については、P. 1, 2を参照してください。

算定要件を満たさない場合、給付費の返還が必要となる恐れがあります。適正なサービス提供及び記録の保管を徹底してください。

1 個別支援計画の作成について

個別支援計画とは、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、障害福祉サービスの目標及びその達成時期、当該サービスを提供する上での留意事項等が記載されたもので、利用者に対して適切かつ効果的なサービスを提供する上で基本となるものです。

報酬算定にあつては、個別支援計画に基づく適正なサービスの提供を確保する趣旨から、個別支援計画に係る規定を遵守しなければなりません。具体的には、サービスごとに定められた標準期間に従って、定期的に個別支援計画を見直すこと、個別支援計画の作成に係る一連の業務を適切に行うことなどが挙げられます。次ページに詳細を記載しますので、要件を必ず満たすようにしてください。

なお、各種加算を算定する上で、支援内容をあらかじめ個別支援計画に記載しておく必要があるものが多いため、個別支援計画には、基本報酬に関する支援内容だけでなく各種加算に関する支援内容も漏れなく記載するようにしてください。

(1) 個別支援計画の見直し期間

サービス種類	見直し	未作成減算
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援	適宜	なし
地域移行支援	適宜	なし ※基本報酬算定不可
療養介護、生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、共同生活援助、施設入所支援	6月に1回以上	あり
自立訓練（機能・生活）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、自立生活援助	3月に1回以上	あり
児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	6月に1回以上	あり
地域活動支援センター事業	6月に1回以上	なし

(2) 個別支援計画の作成に係る一連の業務

ア 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援

(ア) 個別支援計画の作成

(イ) 利用者及び家族への説明と個別支援計画の交付

(ウ) 個別支援計画の変更

※上記の一連の業務をサービス提供責任者が行う。

※（根拠）姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第27条等、姫路市障害福祉地域生活支援事業の人員、設備及び運営に関する基準第25条

イ 地域移行支援、療養介護、生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、施設入所支援、自立訓練（機能・生活）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、地域活動支援センター事業

(ア) 利用者との面接、アセスメントの実施

(イ) 個別支援計画原案の作成

(ウ) 支援会議（担当者会議）の実施

(エ) 利用者又は家族への説明と文書による同意

(オ) 利用者への個別支援計画の交付

(カ) 個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）、結果の記録

(キ) 個別支援計画の見直し、変更

※地域移行支援については、上記の一連の業務に従業者が行う。

※療養介護、生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、施設入所支援、自立訓練（機能・生活）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、自立生活

援助については、上記の一連の業務をサービス管理責任者又はサービス管理責任者の指揮の下で行う。

※児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、上記の一連の業務を児童発達支援管理責任者又は児童発達支援管理責任者の指揮の下で行う。

※地域活動支援センター事業については、上記の一連の業務を管理者の指揮の下、従業者が行う。

※（根拠）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第20条、姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第60条等、姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第28条等、姫路市障害福祉地域生活支援事業の人員、設備及び運営に関する基準第95条

※個別支援計画の作成等に係る会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。

(3) 実地指導等における指摘事項

	事例	留意点
1	個別支援計画が作成されていない。	個別支援計画が作成されていない場合や、個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、「個別支援計画未作成減算」が適用されます。
2	個別支援計画の見直しが行われていない。	サービスごとに定められた標準期間に従って、定期的な見直しをしていない場合は、その期間について、「個別支援計画未作成減算」が適用されます。
3	サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）が作成していない。	サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の指揮の下、個別支援計画が作成されていない場合は、「個別支援計画未作成減算」が適用されます。
4	相談支援事業者が作成するサービス等利用計画の交付を受けていない。	相談支援事業者が作成するサービス等利用計画を踏まえ、サービス担当者会議等を通じて事業所間で連携して個別支援計画を作成してください。
5	個別支援計画の作成にあたる担当者会議の記録が作成、保管されていない。	個別支援計画の作成に係る会議録が整備されていない場合は、個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていないことになります。利用者の個別支援計画の経過を確認できるように記録を作成してください。
6	作成年月日が記載されていない。	個別支援計画は定期的に見直さなければならないため、日付は必ず記載してください。

7	・利用者・家族の同意を得ていない。 ・計画を交付していない。	個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者等から確認（印）を受けてください。同意を得たことが確認できない場合は、「個別支援計画未作成減算」が適用されます。また、個別支援計画の作成後は、利用者へ交付してください。
8	【就労継続支援】 個別支援計画が暫定支給決定期間後に作成されている。	暫定支給決定期間中についても、個別支援計画に基づいてサービスを提供します。 個別支援計画が作成されていない場合は、個別支援計画未作成減算が適用されます。

(4) 個別支援計画に記載が必要な基本報酬、加算の例示

以下に記載したもの以外にも個別支援計画の位置付けや別途支援計画が必要な場合がありますので、加算を算定される際には、必ず算定要件を確認してください。また、個別支援計画の同意月以降しか加算の算定はできません。算定要件を満たさない場合、給付費の返還が必要となる場合があります。

報酬・加算名	該当サービス	備考
訪問支援特別加算	生活介護 就労移行支援 就労継続支援	
リハビリテーション加算	生活介護 機能訓練	リハビリテーション実施計画を作成
入院・外泊時加算（Ⅱ）	施設入所支援	
入院時支援特別加算	施設入所支援 宿泊型自立訓練 共同生活援助	
地域生活移行個別支援特別加算	施設入所支援（加算Ⅱを算定） 宿泊型自立訓練 共同生活援助	犯罪行為に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援が組み込まれた計画を作成
栄養マネジメント加算	施設入所支援	栄養ケア計画を作成
経口移行加算	施設入所支援	経口移行計画を作成
経口維持加算	施設入所支援	経口維持計画を作成
日中支援加算（Ⅰ・Ⅱ）	宿泊型自立訓練 共同生活援助	
長期入院時支援特別加算	宿泊型自立訓練 共同生活援助	
帰宅時支援加算	宿泊型自立訓練 共同生活援助	

長期帰宅時支援加算	宿泊型自立訓練 共同生活援助	
夜間支援等体制加算（Ⅰ）	宿泊型自立訓練 共同生活援助	
施設外就労（基本報酬）	就労継続支援	
施設外支援（基本報酬）	就労継続支援	
医療連携体制加算 ※施設基準に適合するものとして届け出たことによる加算区分は除く	短期入所 生活訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助 児童発達支援 放課後等デイサービス	主治医から指示を受けた具体的な看護内容等の記載が必要
食事提供体制加算	生活介護 機能訓練 生活訓練（加算Ⅱを算定） 就労移行支援 就労継続支援	個別支援計画等への位置付けが必要
家庭連携加算	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	
事業所内相談支援加算	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス	
特別支援加算	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス	特別支援計画を作成
延長支援加算	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス	

2 サービス提供記録について

サービスの利用状況等を把握できるようにするため、サービスを提供した際には、提供日、その具体的内容、提供時間、利用者負担額等の利用者に伝えるべき必要な事項について記録するとともに、その記録に利用者から確認を受け、5年間保存してください。

訪問系サービスの場合は、身体介護と家事援助等の別、移動支援の目的地等を記載してください。

3 個別具体的な注意点

基本報酬や各種加算を算定する上で気をつけることを以下のとおり示します。算定の際には要件を満たしているか必ず確認するようにしてください。また、大規模な減算等となるものについては【重要】マークを付けておりますので、特に注意してください。

また、今までのサービス提供について、算定要件を満たさない事由が判明した場合は、適切に過誤処理を行ってください。

(1) 訪問系サービス

移動支援については、実施市町により取扱が異なります。疑義がある場合は、利用者の受給者証等を交付している市町へお問い合わせください。

	事例	留意点
1	病院内の移動等の介助や診察等の時間を含めて基本報酬を算定している。	病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものです。 ただし、場合により算定対象とする場合もあるので、判断が難しい場合は障害福祉課までお問い合わせください。 算定するときは、院内介助の必要性をサービス担当者会議で協議するなど、その必要性について十分に検討し、検討した内容の記録を残すとともに、個別支援計画に位置付けてください。
2	【重要】 サービス提供記録と実績記録票の日時が一致していない。	記録に齟齬がある場合は、正確なサービス提供時間の確認ができないため、給付費の返還を求める場合があります。
3	【初回加算：移動支援除く】 初回サービス提供時に、サービス提供責任者がサービス提供又は同行していない。	初回加算の算定には、サービス提供責任者によるサービス提供又は同行が必要です。 上記の記録がない場合は算定できません。
4	【移動介護加算】 サービス提供記録に移動中の介護を行った日時を記載していない。	重度訪問介護における移動介護加算は、移動介護の実施時間数に応じて加算するものです。 上記の記録がない場合は算定できません。
5	【移動介護加算】 移動中の介護を行っているにも関わらず、その旨を個別支援計画に位置付けていない。	重度訪問介護において、移動中の介護を利用する場合は、利用者の個別支援計画に位置付けることが必要です。
6	【居宅介護】 買い物への同伴を家事援助として算定している。	原則として、買い物に同伴することを目的としたサービスの提供は認められません。

7	【居宅介護】 留守や入院等で利用者本人が不在の間に提供したサービスを家事援助として算定している。	居宅介護サービスは、家事援助の場合であっても基本サービスとして、本人の健康チェックや相談援助を行うことを含むものであり、本人が不在の場合には、このような基本サービスが提供されないことから、基本報酬を算定することはできません。
8	【同行援護】 サービス提供職員の資格要件を満たさない職員がサービスを提供している。	同行援護のサービス提供には「同行援護従業者養成研修（一般課程）」等を修了することが必要です。 資格要件を満たさない職員がサービスを提供しても基本報酬を算定することはできません。
9	【行動援護】【重要】 行動援護に際し、支援計画シートを作成していない。	行動援護のサービス提供には個別支援計画に加えて支援計画シートの作成が必要です。 上記シートが作成されていない場合は「支援計画シート等未作成減算」が適用されます。
10	【行動援護】 支援計画シートの作成に係る一連の業務が適切に行われていない。	支援計画シートには、利用者の行動特徴、日常生活パターン、感覚の過敏性等についての情報、それらを踏まえた支援課題、対応等を記載する必要があります。
11	【移動支援】 ・通所の障害福祉サービス事業所や最寄り駅を起点・終点としている。 ・学校・保育所等とサービス事業所間の送迎について、移動支援を提供している。	移動支援の算定には、原則として始点及び終点が自宅であることが必要です。学校・保育所・障害福祉サービス事業所等を起点とする場合は、算定できません。 特別な事情が生じた場合は、事前に障害福祉課へ相談してください。相談の結果、利用が認められた場合は、記録を残した上で、個別支援計画に位置付けてください。
12	【移動支援】 特に行き先を設定せず、散歩に付き添っている。	移動支援は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をする際に提供されるサービスです。 上記以外の外出には算定できません。
13	【移動支援】 ヘルパー自身が車を運転している時間も含めて算定している。	運転中はヘルパーが利用者を介護することができないので、その間は算定できません。 なお、移動支援の提供にあたっては、徒歩又は公共交通機関等を利用することを原則としています。 ヘルパー自身が運転し、利用者から料金を徴収する場合、事業者が道路運送法上の許可又は登録を行っている必要があります。

14	【移動支援】 グループホームから帰省中、 帰省先の実家を起点として移動支援を提供している。	利用者にとってグループホームが自宅といえるので、帰省中の利用は認められません。 特別な事情が生じた場合は、事前に障害福祉課へ相談してください。相談の結果、利用が認められた場合は、記録を残した上で、個別支援計画に位置付けてください。
15	【移動支援】 毎日、移動支援を提供している。	通年かつ長期にわたる外出は移動支援の対象外のため、算定できません。 また、通勤や営業活動等の経済活動に係る外出も移動支援の対象外です。

(2) 通所系サービス（障害児通所支援サービスを含む。）

16	【初期加算】 利用開始から 30 回分の利用を初期加算として算定している。	利用回数で算定しません。 初期加算は、利用開始日から起算して 30 日以内の期間について算定します。
17	【欠席時対応加算】 2 営業日より前に欠席の事実を把握しているにも関わらず、欠席時対応加算を算定している。	欠席時対応加算は、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に算定できます。 それより前に把握している場合は算定できません。
18	【欠席時対応加算】 欠席時対応加算を算定しているにも関わらず、欠席時の記載内容が不十分である。	欠席時対応加算の算定には、利用者又はその家族等との連絡調整や相談援助を行うとともに、サービス提供記録等に受付日時、対応者、利用者の状況及び相談援助の内容を詳細に記載する必要があります。 上記の記録がない場合は算定できません。 また、算定できるのは月 4 回までです。
19	【重度障害者支援加算Ⅱ】 加算を算定しているにも関わらず、求められる研修を修了した職員がいない又は支援計画シートを作成していない。	重度障害者支援加算の算定には、強度行動障害支援者養成研修等の修了者が 1 名以上配置され、かつ支援計画シート等を作成することが必要です。 上記の要件を満たさない場合は算定できません。

20	【リハビリテーション加算】 ・アセスメント又はリハビリテーションカンファレンスが実施されていない。 ・リハビリテーション実施計画原案や計画書が作成されていない。 ・利用者又はその家族等へ原案及び計画書の説明をしておらず、同意を得ていない。 ・医師の指示に基づいていない、基づいていることが確認できない。 ・概ね3か月毎のモニタリングが実施されていない。	「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成21年3月31日付け障障発第0331003号）」に基づき、リハビリテーションを実施し、加算を算定します。 算定要件を満たさない場合は算定できません。
21	【延長支援加算】 営業時間が8時間に満たないにも関わらず、延長支援加算を算定している。	延長支援加算の算定には、運営規程に定める営業時間（送迎のみを行う時間は含まない。）が8時間以上であり、その時間を超えて支援を行うことが必要です。 また、延長支援の提供にあたっては、個別支援計画に位置付けることが必要です。 上記の要件を満たさない場合は算定できません。
22	【送迎加算】 （Ⅱ）で届出をしているが、1回あたりの平均利用者数が10人（利用定員が20人未満の事業所にあつては、定員の100分の50の人数）に満たず、かつ送迎の実施が週2回以下の月がある。	届出をしても、当該月において算定要件をいずれも満たさない場合は算定できません。 届出の内容に実態が伴っていない場合は、届出内容を変更してください。
23	【送迎加算】 往路と復路の別がわからない記録になっている。	送迎加算は片道ずつ算定するものであるため、往路と復路を別々に記録してください。 一括して記録している場合は、正確な送迎回数の確認ができないため、給付費の返還を求める場合があります。
24	【医療連携体制加算】 看護職員が事業所を訪問して利用者に対して行った記録がない。（加算Ⅰ～Ⅶ）	主治医から指示を受けた看護職員が事業所を訪問し、利用者に対して看護を提供した場合に算定できます。医師からの指示は、利用者ごとに受け、その内容を書面に残すとともに、指示を受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載する

		必要があります。また、主治医に対し、看護の提供状況等の報告が必要です。上記の記録がない場合は算定できません。
25	【家庭連携加算・事業所内相談支援加算】 ・家族等の同席なしに支援した場合にも算定している。 ・相談支援の内容が個別支援計画に書かれていない。	当該加算の算定には、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、個別支援計画に位置付けることが必要です。 上記の要件を満たさない場合は算定できません。
26	日中活動サービスを同日に複数利用していた。	複数の日中活動サービスの支給決定を受けている場合でも、日中活動サービスに係る報酬は一日単位で算定されることから、同一日に複数の日中活動サービスを利用することはできません。

(3) 就労系サービス（就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）における施設外での就労について（平成19年4月2日付け障障発0402001号参照（注 平成30年4月10日障障発0410第1号改正現在）※要件を満たさない場合は算定できません。）

27	【施設外支援】 ・施設外支援の内容が運営規程及び個別支援計画に書かれていない。 ・個別支援計画の1週間ごとの見直しが行われていない。 ・施設外支援の日報を作成していない。	施設外支援を行う場合は、その内容が当該事業所の運営規程に位置付けられていること、利用者の個別支援計画に位置付けられていること、1週間毎に個別支援計画の内容について必要な見直しが行われていること、施設外支援中の利用者の状況を聞き取り、日報を作成することが必要です。
28	【施設外就労】 ・施設外就労の内容が運営規程及び個別支援計画に書かれていない。 ・施設外就労の訓練目標に対する達成度の評価を行っていない。 ・施設外就労先において求められる職員数を配置していない。 ・施設外就労先の企業と契約を締結していない。	施設外就労を行う場合は、その内容が当該事業所の運営規程に位置付けられていること、利用者の個別支援計画に位置付けられていること、施設外就労先又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと、施設外就労先に報酬算定上必要とされる人数の職員を配置すること、施設外就労先の企業と請負作業に関する契約を締結することが必要です。
29	【施設外就労】 1日中施設外就労先で作業しているが、施設外就労の算定要件を満たしていない。	施設外就労先でのみ作業をした日について、施設外就労の算定要件を満たしていない場合は、基本報酬を算定することができません。

(4) 施設入所支援

30	【重度障害者支援加算】 ・加算を算定しているにも関わらず、求められる研修を修了した職員がいない又は支援計画シートを作成していない。 ・加算（Ⅱ）（個別支援）を算定しているにも関わらず、基礎研修修了者が支援を行っていない。	重度障害者支援加算（Ⅱ）の算定には、強度行動障害支援者養成研修等の修了者が1名以上配置され、かつ支援計画シート等を作成することが必要です。 上記の要件を満たさない場合は算定できません。 また、個別支援の算定には、基礎研修修了者が強度行動障害を有する者に対して、夜間に個別の支援を行う必要があります。 上記の記録がない場合は算定できません。
31	【入院・外泊時加算】 9日を超えて入院しているにも関わらず、連絡調整等の支援内容の記録がない。	9日を超える入院にあつて、入院・外泊時加算（Ⅱ）を算定するには、特段の事情のない限り、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあつては、家族等との連絡調整等を行うことが必要です。 また、9日を超える入院又は外泊にあつては、個別支援計画に位置付けることが必要です。 上記の記録がない場合は算定できません。
32	【栄養マネジメント加算】 加算を算定しているにも関わらず、入所者全員に対して栄養ケア・マネジメントを実施していない、栄養ケア計画を立てていない、又は栄養ケア計画を入所者等に説明し、同意を得ていない。	栄養マネジメント加算を算定するには、原則として入所者全員の栄養ケア計画を作成した上で、入所者又はその家族に説明し、同意を得る必要があります。 「栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（H21.3.31 障障発第0331002号）」に基づき、加算を算定します。 上記の要件を満たさない場合は算定できません。

(5) 共同生活援助

33	【夜間支援等体制加算（Ⅰ）】 夜間支援の内容が個別支援計画に書かれていない。	夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定には、夜間支援の内容を、個々の利用者ごとに個別支援計画に位置付けることが必要です。 上記の要件を満たさない場合は算定できません。
34	【日中支援加算】 ・日中に支援を行うための人員が加配されていない。 ・日中支援の内容が個別支援計画に書かれていない。	日中支援加算の算定には、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を加配すること、日中支援の内容について個別支援計画に位置付けることが必要です。 上記の要件を満たさない場合は算定できません。
35	【入院時支援特別加算】 ・利用者が入院している病院又は診療所を訪問していない。 ・支援内容を記録していない。 ・入院時支援の内容が個別支援計画に書かれていない。	入院時支援特別加算の算定には、当該月の入院期間の日数の合計が3日以上の場合は少なくとも1回、7日以上の場合は少なくとも2回病院又は診療所を訪問することが必要です。また、入院時支援の内容について個別支援計画に位置付けた上で、支援内容を記録することが必要です。 上記の要件を満たさない場合は算定できません。
36	【帰宅時支援加算】 ・事業所が営業していない日にも関わらず、帰宅時支援加算を算定している。 ・支援内容を記録していない。 ・帰宅時支援の内容が個別支援計画に書かれていない。	帰宅時支援加算の算定には、帰宅時支援の内容について個別支援計画に位置付けた上で、支援内容を記録することが必要です。 上記の要件を満たさない場合は算定できません。 なお、共同生活援助事業所は、利用者の日常生活に支障が生じることがないように、日曜・祝日を含め毎日営業するように努めてください。
37	【医療連携体制加算】 看護職員が事業所を訪問して利用者に対して行った記録がない。（加算Ⅰ～Ⅵ）	主治医から指示を受けた看護職員が事業所を訪問し、利用者に対して看護を提供した場合に算定できます。医師からの指示は、利用者ごとに受け、その内容を書面に残すとともに、指示を受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載する必要があります。また、主治医に対し、看護の提供状況等実施状況の報告が必要です。 上記の記録がない場合は算定できません。
38	【医療連携体制加算Ⅶ】 利用者が重度化した場合の対応指針について入居者からの同意を得ていない。	医療連携体制加算（Ⅶ）の算定には、利用者が重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ることが必要です。 上記の要件を満たさない場合は算定できません。

(6) 短期入所

39	短期入所のための居室ではない部屋でサービスの提供を行っている。	短期入所のサービス提供は指定短期入所の用に供される居室においてのみ実施できます。 上記以外の場所でサービスを提供しても、基本報酬は算定できません。（※緊急短期入所を除く）
40	日中活動サービスを併用しているにも関わらず、短期入所のみ利用の報酬単価で算定している。	短期入所のみの利用か、又は日中活動サービスと併せての利用かに応じた基本報酬を算定してください。
41	【短期利用加算】 1年間に通算30日を超えて短期入所を利用しているにも関わらず、短期利用加算を算定している。	短期利用加算は1年間に通算して30日までしか算定できません。なお、起算日については、指定短期入所等の利用を開始した日となります。利用者ごとに起算日が異なりますので、適正に管理してください。
42	【食事提供体制加算】 同一事業所で短期入所と別のサービスを併用している場合に、食事提供体制加算を両方のサービスで算定している。	複数の隣接事業所等（相互に職員の兼務や設備の共用等が行われているもの）において食事の提供をした場合は、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできません。
43	別事業所で短期入所を同日利用する場合に、両事業所が基本報酬を算定したことにより支給量を超えている。	別事業所での短期入所の同日利用について、隣接事業所等を除き算定を認めていますが、支給量を超える給付費の算定はできません。事業所間で調整してください。

(7) 計画相談支援・障害児相談支援

計画相談支援と障害児相談支援は、根拠法令が異なりますが、留意事項等の内容は同じです。

計画相談支援の提供にあたっては、次の基準のいずれかを満たさない場合は、請求することができません。やむを得ない事情等があり、要件を満たせない恐れがある場合は、事前に障害福祉課管理担当に相談してください。

①指定サービス利用支援

- (一) サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等
- (二) サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意
- (三) サービス等利用計画案の利用者又は障害児の保護者への交付
- (四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取
- (五) サービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付

②指定継続サービス利用支援

- (一) 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等

(二) サービス等利用計画の変更についての①の（一）から（五）までに準じた手続の実施

44	【継続サービス利用支援費】 モニタリング実施予定月ではない月にモニタリングを行っている。	継続サービス利用支援費の算定には、受給者証に記載されたモニタリング月にモニタリングを実施することが必要です。 上記以外の月にモニタリングを実施しても、基本報酬は原則算定できません。
45	【継続サービス利用支援費】 サービス等利用計画更新の直前に行うモニタリングについて、継続サービス利用支援費を請求している。	サービス等利用計画更新の直前に行うモニタリングは、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、請求することができません。 サービス等利用計画更新後に行うモニタリングについては、更新と同月であっても請求することができます。
46	【サービス担当国会議実施加算】 ・ サービス等利用計画の作成時に算定している。 ・ モニタリング実施時以外の時期で単独で算定している。 ・ サービス担当国会議を実施した記録がないにも関わらず算定している。	当該加算は、継続サービス利用支援の実施時において、サービス担当国会議を開催したことに対する加算であるため、それ以外の月にサービス担当国会議を開いたとしても、算定できません。 また、サービス等利用計画の作成時には、サービス利用支援費の中にサービス担当国会議の実施に係る報酬も含まれているため、当該加算を別途算定することはできません。 なお、当該加算を算定するにあたっては、サービス担当国会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成してください。
47	【サービス提供時モニタリング加算】 居宅の訪問のみで、サービスの提供現場を訪問していないにも関わらず算定している。	当該加算は、障害福祉サービス等を提供する事業所又はその提供場所を訪問したことに対する加算であるため、それ以外の場所に訪問しても、算定できません。 また、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては、サービスの提供状況及び利用者の状況等を詳細に把握し、記録してください。

(8) その他

48	【利用者負担額】 利用者負担額を徴収していない。	利用者負担額を徴収していない場合、公正な競争を阻害する恐れがあるため、指定取消等の対象となる場合があります。
----	--	---